

1. 緑地保全の現状

八王子は山地・丘陵や台地など多様な地形や植生など豊かな自然環境をもち、緑地が市域の6割以上を占める都内でも有数のみどりが多く残る地域です。

本市の定住意向の理由として「緑が多く自然に恵まれている」という回答が21年度市政世論調査においてもトップを占め（57.8%）市民のみどりに対する要望が強いことが表れています。

また、みどりは市民生活にやすらぎや、うるおいを与えるだけでなく、地球温暖化の原因にもなっている二酸化炭素（CO₂）を吸収し、その環境浄化作用が大きな注目を集めています。

現在、市街地を取り巻く森林・樹林地・農地は、農林業従事者の高齢化・後継者不足で管理が充分に行き届かないことや開発などにより土地が改変され、昭和45（1970）年に61%を占めていた樹林地率が19（2007）年には、47.1%まで減少するなど全体的にみどりの減少が進んでいます。とりわけ中心市街地を含む中央地区では緑被率が10.4%となっており、まとまったみどりが少なくなっています。

また、市内の緑地には希少な動植物が生息している情報も寄せられており、みどりとしての環境的価値に着目するとともに生物多様性の観点から貴重な緑地を八王子市の緑地保護地区および斜面緑地保全区域、東京都の緑地保全地域や里山保全地域に指定し、その保全を図っています。

—八王子市の緑の移り変わり—

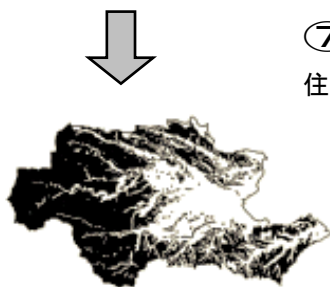
① 大正 10（1921）年
65%の樹林地率



② 昭和 29（1954）年
68%に増加
戦争や養蚕業の衰退により桑畑が減り、薪炭林に転用されたため、周辺部の平坦地に雑木林が多くなりました。



③ 昭和 45（1970）年
61%に減少
樹林地は市街地に変化する傾向が強まり、市面積の約7%にあたる樹林が減少しました。



④ 昭和 54（1979）年…58%に減少
美山・小津地区の採石場、加住地区の住宅開発などの影響で大規模に改変されました。



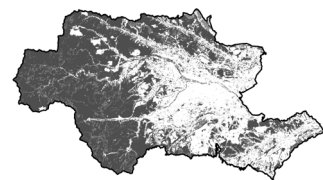
⑤ 平成 2（1990）年
51%に減少
ニュータウンをはじめ、住宅地、墓園、大学等の面的整備による大規模改変が進められました。



⑥ 平成 9（1997）年…47.46%に減少



⑦ 平成 19（2007）年…47.10%に減少
住宅開発などにより年々減少しています。



2. 緑地保全の取り組み

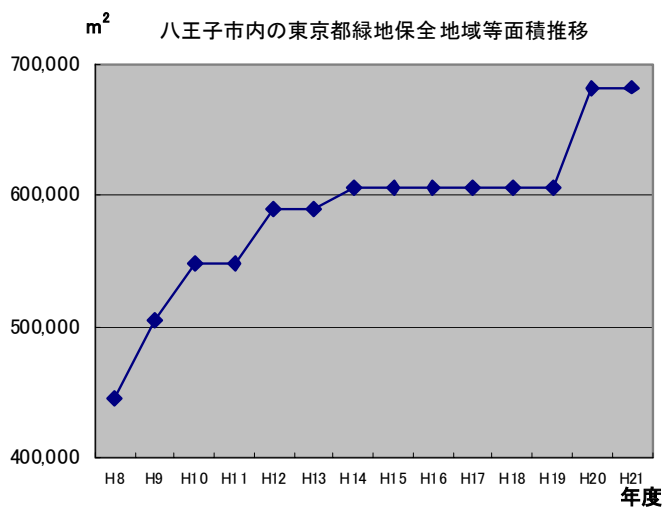
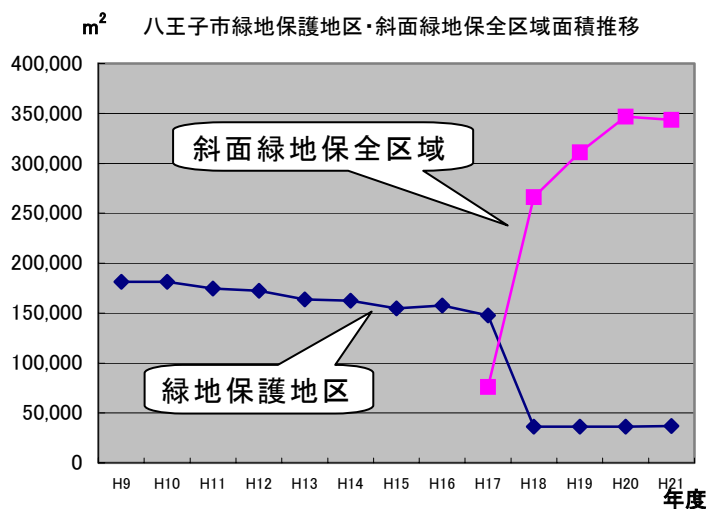
(1) みどりを保全する施策

ア. 緑地保護地区の指定

緑地保護地区は「八王子市緑化条例」に基づき土地所有者と一定期間の協定を結び、緑地保護地区として指定することで民有の樹林地の保全を図るもので、維持管理経費の一部を支援し適正な管理を行うとともに伐採などの行為については届け出を義務付けています。18年度には「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき緑地保護地区の一部を斜面緑地保全区域に移行したため、指定地域は、22年3月31日現在、4箇所、面積36,857㎡となっています。

イ. 東京都の緑地保全地域の指定

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、樹林地、水辺地等が単体または一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な区域を緑地保全地域に指定し都民の大切な財産として末永く残していこうとしています。21年3月26日には里山保全地域としては都内で2ヶ所目となる「八王子堀之内里山保全地域」を指定しました。この里山保全地域を含めると22年3月31日現在、12ヶ所、面積682,022㎡となっています。



ウ. 多摩の森林再生事業

森林の働きを回復させるため、東京都と森林所有者の間で協定を結び手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐を市が東京都から受託し実施しています。

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
間伐実施面積 (ha)	77.8	53.4	46.2	21.6	30.1

エ. 生産緑地地区のみどり

市街化区域内の農地は、新鮮・安全な作物の供給とともに災害時の防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、環境保全機能、都市にうるおいを与える機能など多面的な機能を担っています。指定面積は少しずつ減少していますが、１７年度から生産緑地地区の追加指定を行い市街化区域内農地の保全と指定面積の拡大を図っています。

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
指定面積 (ha)	272.1	269.4	265.6	262.4	259.7

オ. 公園のみどり

市民の皆さんと行政の協働による公園の維持活動のあり方を求めて、１４年度より公園アドプト制度を導入しました。市民の皆さんに、身近な公園の清掃や除草などをボランティア活動として実施していただくことで美化意識の向上や公園への愛護心、また、地域コミュニティの形成などの効果を期待しています。

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
登録団体数	137	162	175	194	206

(２) 市街地に残る斜面緑地の保全

市街地にある丘陵地の斜面に残る緑地のみどりを市、市民・事業者及び土地所有者が一体となって保全していくため、それぞれの責務を明らかにするとともに保全すべき緑地の指定とこれに伴う支援や緑地の管理の基本的事項を定めた「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を制定しました。また、その施策の実現を図るため「緑化基金条例」を改正し「みどりの保全基金条例」を制定しました。

ア. 「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づく施策

市街地にある丘陵地、特に斜面に残る緑地は近年の宅地化などにより除々に減少しており、今までその保全に取り組んできましたが法令や都条例等による十分な保全措置もないことから、この貴重なみどりを守っていくことが非常に困難な状況になっています。

これらの斜面緑地のみどりは、わたしたちの身近な生活圏内にあり、その自然の景観は心を豊かにするだけではなく、それと深いかわりを持つ動植物の生息地となっており、また、木々による環境浄化作用を通して健康保持にも大きな役割をもっています。

そこで、これらの役割を「みどりを持つ環境的な価値」と考え、残り少なくなっている斜面緑地のみどりを保全できるような新たな仕組みづくりに取り組み「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を１７年７月１日に施行しました。この条例により法律やこれまでの条例では保全しきれない樹林地を守っていきます。

—条例の特徴—

- (1) 公募市民や学識経験者などで組織する委員会と市民の意見を反映して、斜面緑地保全区域を指定
- (2) みどりの環境的な価値に相当した支援
- (3) 保全区域内の行為の届出
- (4) みどりの保全基金の活用
- (5) 斜面緑地のみどりの保全を目的に活動する団体などの支援、育成



市街地内に残る貴重なみどり

この条例に基づき、斜面緑地保全区域の指定拡大を行い、その内容は下記のとおりです。

- ◆H18. 4. 1指定 107,542.05㎡（緑地保護地区からの移行）
- ◆H18. 6. 20指定 3,778.00㎡（金比羅斜面緑地保全区域）
- ◆H19. 2. 14指定 81,056.03㎡
- ◆H19. 11. 29指定 13,347.00㎡
（新規指定：小宮八ヶ上斜面緑地保全区域）
- ◆H20. 2. 29指定 36,536.00㎡
（追加指定：片倉及び打越太畑斜面緑地保全区域）
（新規指定：片倉上、西中野甲ノ原及び館町尾崎斜面緑地保全区域）
- ◆H21年3. 18指定 35,436.62㎡
（新規指定：中山、川口中部、館町日向四ツ谷、櫛田大巻、元八王子松子前、元八王子八幡宿、小比企杉之下及び大和田山之上斜面緑地保全区域）
- ◆H22年3. 31指定 10,012.66㎡
（新規指定：石川宮下、暁町馬場谷戸斜面緑地保全区域）

これにより、指定地域は22年3月31日現在で37ヶ所、指定面積は343,598.43㎡となっています。

イ. みどりの保全基金の活用

市街地の丘陵地に残る緑地など、市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と中心市街地などの緑化を推進するため「緑化基金条例」を改正し「みどりの保全基金」を制定しました。基金の財源として、開発行為による植樹委託金などを繰入れ、基金の充実を図っています。また、企業や市民の環境意識の高揚から「みどりの保全基金」への寄附申出も多くあり、21年度には約173万円もの寄附をいただきました。引き続き市のホームページなどを利用し、保全基金の活用を紹介しながら周知に努めていきます。

(3) みどりの公有化

21年度には市民からの寄附や買収により、28,947.68㎡の緑地を公有化しました。土地所有者の方のご理解やご協力をいただいたことにより、駅周辺の貴重な緑地が保全され、今後もうるおいや安らぎを与え続けることが期待できます。



公有化した石川天野緑地（石川町）

(4) 緑化の推進



みどりうろう街路樹

ア. 道路の緑化

緑化の推進、騒音の低減、排気ガスの防御など、道路中央部や歩道部への植樹帯の設置など可能な箇所への植樹に努めています。

市道の新設にあたって可能な箇所について街路樹や低木の植栽をしています。

また、国や都に対しては道路の新設や拡幅などの実施計画の段階において道路の緑化を行うよう積極的に働きかけています。

イ. 生け垣造成の補助

沿道のみどりを増やすため、また、既存塀の生け垣化を図るため、かかった費用の一部を補助しています。

21年度は前年度の42件に比べて大きく増加し、74件、延長841.55mについて補助を行いました。



生け垣見本の展示



沿道の緑化（生け垣）

視覚によるPRとして、19年度より市役所本庁舎において生け垣の見本を展示しています。景観や防災面などからも重要性をPRし、イベント時のパンフレット配布や新築および増改築の際は生け垣を作るよう今後も普及啓発に努めていきます。

ウ. 花づくり事業

八王子駅北口のマルベリーブリッジ上及び南大沢駅前歩行者専用道路上のプランターに市とボランティアとの協働で四季折々の花を植え、育てる花づくり事業を展開し行き交う多くの人を和ませています。四季の花の選択から植栽のデザイン、維持管理までをボランティアの皆さん（マルベリー花づくり会及び南大沢みどりのサポーターの会）が中心となって実施しています。

また、職場体験やインターンシップなど、多くの若者が花づくり事業を体験することで事業周知だけではなく緑化意識の向上などの効果も期待しています。



「マルベリー花づくり会」による植替作業

エ. みどりのカーテン

前年度に引き続き21年度もみどりのカーテンを市の施設8カ所に設置しました。みどりのカーテンには、室内の温度上昇を抑える効果があります。今後、公共施設への設置箇所を増やすとともに家庭への普及・啓発を図っていきます。



みどりのカーテン

(5) 今後の展開

緑地の保全については、斜面緑地保全委員会などの意見を聞きながら「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づく斜面緑地保全区域の指定拡大、引き続き土地所有者への支援、また、維持管理のための保全団体の育成を開始するとともに「みどりの保全基金」を活用しながら貴重なみどりの保全に務めます。市街地のみどりについては、道路の緑化、生け垣設置の助成のPRなどをはじめ、壁面緑化についても検討していきながら緑化を推進していきます。また、花づくり事業に関しては、これまでの市民との協働事業をさらに充実させていきます。

今後は21年度に改定した「みどりの基本計画」に基づき市民、事業者などの視点を反映した新たなみどりの保全や緑化の推進も検討していきます。

3. 評価

環境基本計画に掲げた5つの重点取り組みでは、分野ごとに毎年度目標を立て、事業を進めてきました。そこで、その目標に対しての達成度や貢献度の評価結果を3段階の★印で示すとともに、市での内部評価及び環境推進会議での相互評価の内容を公表しています。

ここでは、「みどり」の分野についての評価結果を掲載しています。

評価：★★ 当初の目標を達成した

<市の内部評価>

市街地内のみどりを保全する斜面緑地保全区域の指定については、目標が未達成となったが、土地所有者、保全団体、市の三者により維持管理に関する協定（グリーンマッチング八王子）を締結し、間伐等の維持管理を実施した。みどりの基本計画は、年度内に策定を完了し、今後10年間の事業を計画に位置づけることができたので、着実な推進を図りたい。

また、森林再生事業については、森林機能の回復を図る上で重要な事業であり、年間目標を達成したことから、今後も、事業参加を働きかけていくこと。なお、市民協働として実施している公園アドプト制度及び里山保全についても、一定の成果を見たが、引き続き着実な推進が必要であり、多くの市民に周知・啓発を図ること。

<環境推進会議での評価>

みどりの分野は着実に推進されていると評価する。

なお、遊休農地の活用支援を行うなど農地の保全を進めるにあたっては、イノシシなど獣害を防ぐための防除・駆除を進めること。

また、斜面緑地の保全にあたっては、適切な維持管理の仕組みを構築すること。